

総 合 口 座

(令和7年2月9日現在)

1. 商品名	○総合口座
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期 間	○期間の定めはありません。
4. 預 入	
(1) 預入方法	○随時預入
(2) 預入金額	○1円以上
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	○随時払い戻しできます。
6. 利 息	
(1) 適用金利	○変動金利 ○毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	○年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	○個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	○キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、ご利用時間により時間外手数料をいただくことがあります。詳しくは「各種手数料一覧表」をご覧ください。
9. 付加できる特約事項	○公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ○マル優のお取扱いができます。 ○総合口座の担保となる定期預金の預入ができます。なお、貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。 ※満18歳未満のお客さまは、定期預金の作成ならびに定期預金を担保とする当座貸越はご利用いただけません。満18歳に達した日以降、定期預金の作成ならびに当座貸越のご利用が可能となります。
10. 中途解約時の取扱い	○定めなし(担保となる定期預金については、定期預金の商品概要説明書をご参照ください。)
11. 金利情報の入手方法	○金利は店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室(9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023)にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	○預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)